

○と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について（平成22年1月4日付け21消安第8799号農林水産省消費・安全局長通知）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>と畜場から排出される汚泥の流通実態については、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成16年3月26日付け15消安第7214号農林水産省消費・安全局長通知。以下「肥料利用通知」という。）において、放牧地等への施用の結果として生じる非意図的な家畜の<u>摂取</u>を防止するために講ずべき措置（以下「<u>摂取</u>防止措置」という。）を定め、それを実効あるものとするため、「と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について」（平成16年3月26日付け15消安第7215号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実態調査通知」という。）において、調査への御協力をお願いしたところです。</p> <p>今般、その措置を見直し、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）を新たに発出したことから、新たな措置を踏まえて調査内容を見直し、下記のとおりといたします。引き続き、調査に御協力方よろしく申し上げます。なお、これに伴い、実態調査通知は廃止します。</p> <p>この調査で得られた個別の情報につきましては、<u>摂取</u>防止措置の徹底に必要な流通実態の把握のみを目的として使用し、公開しないことを申し添えます。</p> <p>なお、御不明の点があれば、農林水産省消費・安全局農産安全管理課又は最寄りの地方農政局消費・安全部、北海道農政事務所消費・安全部、内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課にお問合せ下さい。</p>	<p>と畜場から排出される汚泥の流通実態については、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成16年3月26日付け15消安第7214号農林水産省消費・安全局長通知。以下「肥料利用通知」という。）において、放牧地等への施用の結果として生じる非意図的な家畜の<u>摂食</u>を防止するために講ずべき措置（以下「<u>摂食</u>防止措置」という。）を定め、それを実効あるものとするため、「と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について」（平成16年3月26日付け15消安第7215号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実態調査通知」という。）において、調査への御協力をお願いしたところです。</p> <p>今般、その措置を見直し、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）を新たに発出したことから、新たな措置を踏まえて調査内容を見直し、下記のとおりといたします。引き続き、調査に御協力方よろしく申し上げます。なお、これに伴い、実態調査通知は廃止します。</p> <p>この調査で得られた個別の情報につきましては、<u>摂食</u>防止措置の徹底に必要な流通実態の把握のみを目的として使用し、公開しないことを申し添えます。</p> <p>なお、御不明の点があれば、農林水産省消費・安全局農産安全管理課<u>肥料企画班</u>（住所：〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1、電話番号：03-3502-8111（内線：4508）ダイヤルイン：03-3502-5968、ファックス番号：03-3580-8592）又は最寄りの地方農政局（別紙）にお問合せ下さい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2（略）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2（略）</p>

(削る)

(別紙)

地方農政局等	業務区域	連絡先等
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 電話：022-221-6097 FAX：022-217-8432
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-740-0087 FAX：048-601-0548
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-232-4106 FAX：076-261-9523
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県、	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 電話：052-223-4670 FAX：052-220-1362
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 電話：075-414-9000 FAX：075-417-2149
中国四国農	鳥取県、島根県、岡山	〒813-0044

政局	県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎 電話：086-224-4511 FAX：086-224-4530
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、	〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎 電話：096-353-7601 FAX：096-359-0735
内閣府 沖縄総合事務局	沖縄県	〒900-0006 沖縄県沖縄市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館8階 電話：098-866-1672 FAX：098-860-1195
北海道農政事務所	北海道	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6 電話：011-642-5463 FAX：011-613-3795

別記様式

年 月 日

地方農政局長 殿

と畜場名

月に肥料原料として出荷した汚泥について、以下のとおりお知らせします。

別記様式

年 月 日

地方農政局長 殿

と畜場名

月に肥料原料として出荷した汚泥について、以下のとおりお知らせします。

と畜した畜種				
出荷年月日	出 荷 先			出荷量 (kg)
	事業者名 (農家名)	住所	電話番号	

注：出荷先の住所及び電話番号は、出荷先が農家の場合のみ記入してください。

出荷年月日	出 荷 先			出荷量 (kg)
	事業者名 (農家名)	住所	電話番号	

注：出荷先の住所及び電話番号は、出荷先が農家の場合のみ記入してください。

附 則

この通知は、平成30年2月9日から施行する。